

豊中市在日外国人障害福祉金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日前に満20歳に達していた外国人で障害基礎年金等を受けることのできない重度心身障害者に対し、豊中市在日外国人障害福祉金(以下「障害福祉金」という。)を支給し、これらの者の福祉を増進することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害基礎年金等 国民年金法(昭和34年法律第141号)に規定する障害基礎年金、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。)第1条の規定による改正前の国民年金法に規定する障害年金、厚生年金法(昭和29年法律第115号)に規定する障害厚生年金、昭和60年改正法第2条の規定による改正前の厚生年金保険法に規定する障害年金および法律によって組織された共済組合の支給する障害共済年金、その他国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第28条に規定する障害を支給事由とする年金給付をいう。
- (2) 重度心身障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の身体障害者手帳で身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる等級が1級もしくは2級の記載のあるものの交付を受けた者または療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生事務次官通知)により、障害の程度がAの記載のある療育手帳の交付を受けた者をいう。

(支給対象者)

第3条 市長は、障害福祉金を次の各号のいずれにも該当する者(以下「支給対象者」という。)に支給する。

- (1) 平成7年4月1日から引き続き豊中市内に居住し、昭和57年1月1日前に満20歳に達していた外国人(廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125条)に規定する外国人で、かつ、平成24年7月9日から住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により豊中市の住民基本台帳に記録されている者をいう。)または外国人であった者(入所施設の場合で豊中市の住民基本台帳に登録していない者については、出身世帯が豊中市内にある者を含む。)
- (2) 昭和57年1月1日前に重度心身障害者であった者、または同日以後

に重度心身障害者となったが障害発生原因の初診日が同日前に属する者のうち、昭和５７年１月１日現在、廃止前の外国人登録法により日本国内で居住地登録をしていた者で障害基礎年金等の受給資格がない者

(支給制限)

第４条 市長は、前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、障害福祉金を支給しないものとする。

(１) 生活保護を受給しているとき。

(２) 公的年金（年額４３２，０００円以上）を受給しているとき。

(障害福祉金の額)

第５条 障害福祉金の支給額は、年額４３２，０００円とする。ただし、公的年金（年額４３２，０００円未満）を受給している者にあつては、４３２，０００円から当該公的年金の額を控除した額を支給する。

(支給申請等)

第６条 障害福祉金の支給を受けようとする者（第３条に規定する重度心身障害者またはその保護者（配偶者、親権者、後見人その他の者で心身障害者を現に監護する者をいう。以下「申請者」という。）は、豊中市在日外国人障害福祉金支給申請書に公的年金未受給状況等申立書を添付して、市長に提出しなければならない。

２ 障害福祉金の支給決定を受けた者は、毎年４月末までに現況届を市長に提出しなければならない。

(支給の決定等)

第７条 市長は、前条第１項の申請があつた場合において、障害福祉金の支給を決定したときは豊中市在日外国人障害福祉金支給決定通知書により、障害福祉金の不支給を決定したときは豊中市在日外国人障害福祉金不支給決定通知書により申請者に通知する。

(支給期間および支給期月)

第８条 障害福祉金の支給は、第６条第１項の申請があつた日の属する月から始め、障害福祉金の受給権が消滅した日の属する月で終わるものとする。

２ 市長は、毎年度６月、９月、１２月および３月に前条の規定により障害福祉金の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）にそれぞれ当該月までの障害福祉金の支給額を支給する。

(届出)

第９条 受給者またはその保護者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、すみやかに豊中市在日外国人障害福祉金資格要件変更届により、市長に届け出なければならない。

(１) 第１１条第１項ないし第３号に該当し、受給資格が消滅したとき。

(２) 住所または氏名が変更したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公的年金、生活保護の受給状況に変更があったとき。

(支給停止)

第10条 市長は、受給者またはその保護者が第6条第2項の現況届を提出しないときは、当該年度の4月分から障害福祉金の支給を停止する。

(受給権の消滅)

第11条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、障害福祉金を受給する権利は消滅するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 第4条の規定に該当するとき。

(4) 該当年度末までに第6条第2項の現況届を提出しないとき。

(障害福祉金の返還)

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、豊中市在日外国人返還戻入通知書により、当該受給者もしくはその保護者に対し、支給した障害福祉金の一部または全部の返還を請求するものとする。

(1) 重複して障害福祉金を受給したとき。

(2) 前条による受給権の喪失以後に障害福祉金を受給したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により、障害福祉金を受給したとき。

(譲渡または担保の禁止)

第13条 障害福祉金を受ける権利は、他に譲渡し、または担保に供してはならない。

(施行細目の委任)

第14条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項の申請は、平成5年5月1日以降に行うものとし、平成6年3月31日までに申請のあった受給者については、平成5年4月（平成5年5月以降に受給資格を取得したものについては、その受給資格を取得した日の属する月）分から障害福祉金を支給する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。